



2025年度～2029年度

日立市消防 総合基本計画

内容

I はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 日立市消防総合基本計画とは	2
3 消防行政を取り巻く環境の変化	4
4 国の動向.....	6
II 基本方針	8
大綱 1 消防力の強靱化	9
大綱 2 運用体制の高度化.....	9
大綱 3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化.....	10
III 実施計画	12
大綱 1 消防力の強靱化	12
施策 1 消防施設・資機材の整備	12
施策 2 職場環境の充実・人材育成の強化	15
大綱 2 運用体制の高度化.....	18
施策 1 連携・協力体制の充実・強化.....	18
施策 2 消防活動体制の充実・強化	21
施策 3 救急活動体制の充実・強化	23
施策 4 救助活動体制の充実・強化	27
大綱 3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化.....	28
施策 1 火災予防の啓発	28
施策 2 事業所等の火災予防対策	30
施策 3 火災調査体制の強化	32
施策 4 消防団の充実・強化	33
施策 5 地域防災力の強化.....	35
IV 付録	38
1 日立市消防のあゆみ	38
2 日立市消防の一目統計.....	46

I はじめに

1 策定の趣旨

本市は、2015（平成 27）年度に改定した「日立市消防総合基本計画」に基づき、消防施設の整備や人材育成を計画的に進め、市民が安心して暮らせる「安全・安心のまちづくり」を推進してきました。

一方で、近年の消防を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題への対応が求められています。特に気候変動による影響で頻発する台風や豪雨災害、地震による甚大な被害が懸念されており、特に「首都直下地震」、「南海トラフ地震」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」等の大規模地震への備えは喫緊の課題となっています。さらに、火災対応だけでなく救急や特殊災害への対応が重要性を増す中、高齢化の進展やテロ災害、大規模事故対策等、多様化する市民ニーズに応じた消防機能の強化が一層求められています。

本市においては、2025（令和 7）年度から「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」に加入し、2028（令和 10）年度から「いばらき消防指令センター」において指令業務の共同運用を開始する予定であり、持続可能な指令業務の運用体制を構築するとともに、広域的な指令体制を整備することで、大規模災害等への即応体制の強化を目指していきます。

さらに、2023（令和 5）年度に施行された「公務員の定年引上げ制度」によって、消防職員の年齢構成が変化し、加齢に伴う身体的制約が現場活動にどれほどの影響を及ぼすのか懸念されています。こうした状況に対応するため、職員一人ひとりが経験やキャリアに応じた知識・技術を身につけ、組織全体で力を発揮できる環境整備を進めています。同時に、若手職員の育成にも重点を置き、次世代を担う人材の育成と組織の活性化を図っています。加えて、女性職員の活躍促進やワーク・ライフ・バランスの充実等、職場環境の改善に向けた取組も進めています。

これらの複雑化・多様化する課題に対応しながら、効率的な消防体制の構築を目指すため、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間を計画期間とする新たな「日立市消防総合基本計画」を策定しました。この計画では、現在の消防組織の体制の強化を図るとともに、地域住民との連携を深め、住民参加型の防災活動を推進することで、地域全体の防災力向上を目指します。

今後も本市は、この計画を指針として、災害への対応力を高め、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちを目指していきます。

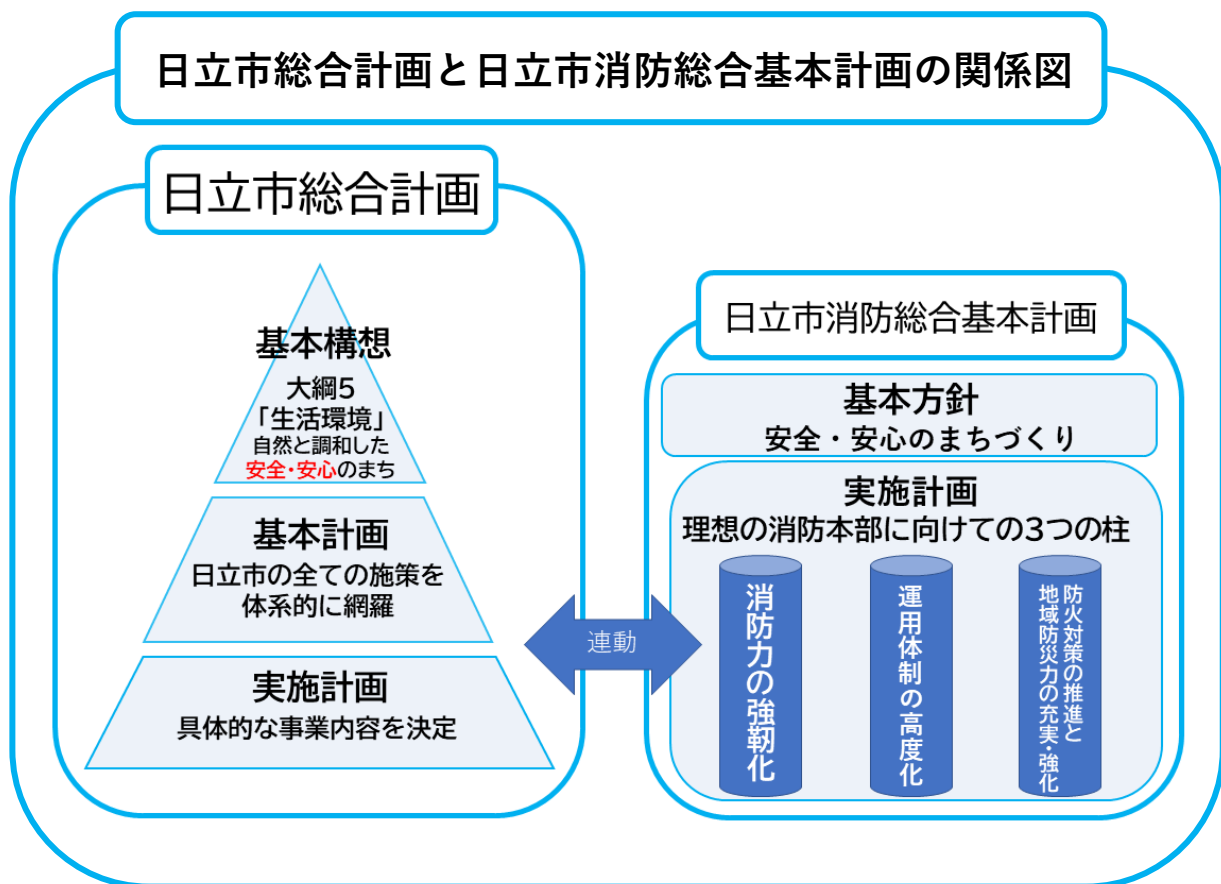
I はじめに - 日上市消防総合基本計画とは

2 日上市消防総合基本計画とは

(1) 日上市総合計画との相互・連携性

「日上市総合計画」は、中長期的な視点から本市が取り組む施策の方向性を示した計画です。この中で、6つの大綱を設定しており、その1つである「生活環境」の大綱には、「消防・救急・救助体制の充実・強化」が明記されています。

「日上市消防総合基本計画」は、この「日上市総合計画」の関連計画として位置付けられ、本市の事業や方針をより具体的かつ詳細に示した計画です。本計画を通じて、日上市総合計画に掲げられた目標の実現及び市民が安全で安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。



放水する「ひたりん」

※日上市公式PRキャラクター

I はじめに - 日上市消防総合基本計画とは

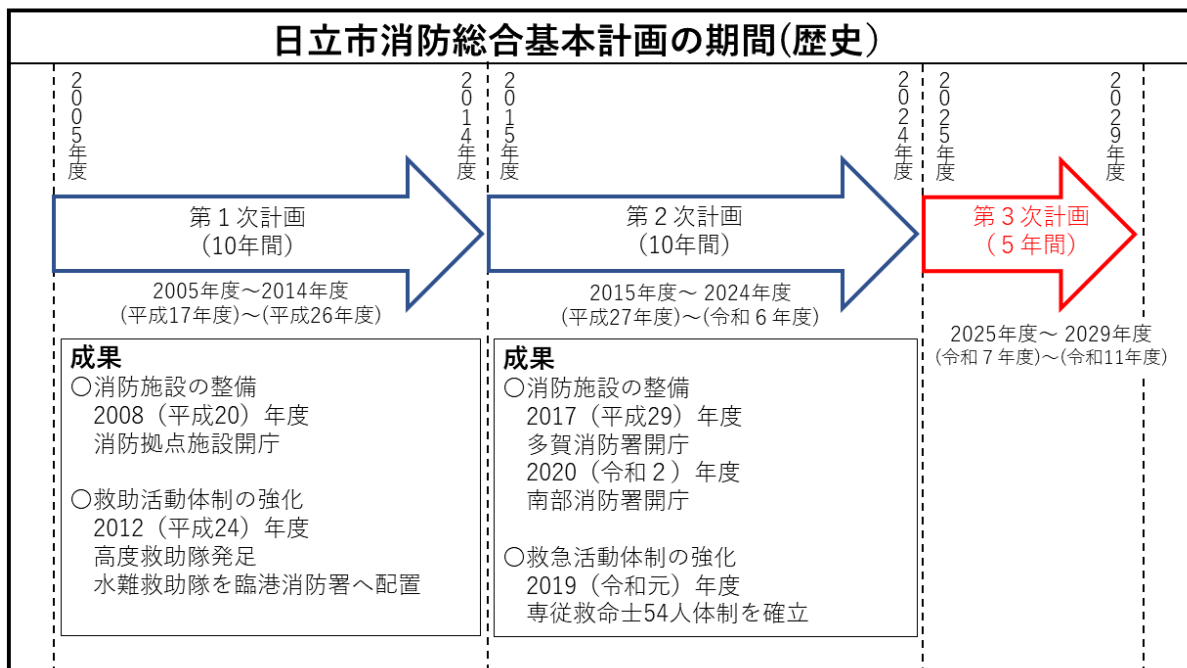
(2) 計画の構成と期間

「日上市消防総合基本計画」は、「基本方針」と「実施計画」の2層構成となっています。

基本方針は、本市の基本理念と大綱（基本的方向性）を示しており、本市を取り巻く環境や国・県の動向を踏まえ、5年後の消防本部の在り方を示すものであり、消防行政全体の中長期的な方向性を定める指針となるものです。

一方、実施計画は、基本方針で定めた大綱に基づき、施策や取組等の主な事業を具体的に示しており、5年後を見据えた施策や取組等の実現を目指しつつ、必要に応じて柔軟に調整を行いながら、施策等を着実に推進するための具体的な行動計画として位置付けています。

なお、これまでの計画期間は10年間でしたが、2028（令和10）年からの「いばらき消防指令センター」における指令業務の共同運用をはじめ、消防活動等におけるDXの推進等、近年の消防行政を取り巻く環境が大きく変化している中、計画をより実情に即した柔軟なものとするため、5年間の計画期間としました。この期間に、社会情勢や市民ニーズの変化に迅速に対応し、より効果的な消防施策を展開する体制を強化します。



3 消防行政を取り巻く環境の変化

(1) 自然災害の激甚化

近年、全国的に大規模な自然災害が相次いで発生しており、その規模や頻度は年々増加しています。特に、2016（平成 28）年の熊本地震以降、2018（平成 30）年 7 月豪雨、2019（令和元）年台風第 19 号、2020（令和 2）年 7 月豪雨、2021（令和 3）年 7 月 1 日からの大雨、2022（令和 4）年台風第 14 号等、内閣府において災害対策基本法に基づく非常・特定災害対策本部が設置されるような大規模災害がほぼ毎年のように発生しています。

とりわけ、2021（令和 3）年 7 月 1 日からの大雨では、静岡県熱海市で土石流災害が発生し、住民等 28 人が死亡・行方不明となる甚大な被害が発生しました。

本市においても、2023（令和 5）年台風第 13 号により、市内全域で土砂崩れや河川の氾濫が発生し、市役所本庁舎も浸水被害を受ける等、災害の脅威を改めて痛感する状況となりました。

さらに、今後発生が懸念される首都直下地震をはじめとする大規模地震への備えが急務であり、このような災害リスクが高まる中で、市民の生命、身体、及び財産を守るために、迅速かつ的確に対応できる体制の構築が強く求められています。

(2) 超高齢社会、人口減少時代の到来

本市の人口は、1983（昭和 58）年の 206,260 人をピークに減少傾向に転じています。一方で、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、2000（平成 12）年には年少人口（0～14 歳）を上回りました。この傾向は今後も続くと見込まれ、少子高齢化の進展が一層顕著になることが予想されています。

人口が減少し続ける中で、本市の救急出場件数は年々増加しており、2023（令和 5）年には初めて 10,000 件を超え、10,772 件に達しました。今後も救急需要の増加は続くと考えられ、高齢化の進展と相まって消防行政の責任が増していくことが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、増加する救急需要に対応するため、より高度な救急・救助活動を展開できる体制を整備し、現場対応力を強化していく必要があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策（新たな感染症への対応）

新型コロナウイルス感染症は、全世界で猛威を振るい、国内では2020（令和2）年1月に初の感染者が確認されました。同年4月には、日本初の緊急事態宣言が発出され、社会全体に多大な影響を及ぼしました。その後も感染力の強い変異株の出現等により感染拡大が繰り返され、外出の自粛やテレワークの推進、宅配サービスの普及など、人々の暮らしや価値観は大きく変化しました。特に、感染拡大の長期化は、医療や行政機関の業務に深刻な影響を及ぼしました。



救急車内の除染

救急活動では、感染拡大に伴う医療体制のひっ迫や、感染防止資器材の確保が難航する等、多くの困難に直面しました。このような状況において、消防庁は2020（令和2）年1月26日に救急企画室長を長とする「消防庁災害対策室」を設置。同年3月26日には新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府対策本部の設置を受け、消防庁長官を本部長とする「新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部」を立ち上げました。

消防庁はその後も、基本的対処方針や総務省対処方針の改正に対応し、保健所等と連携した救急活動や感染防止対策を示す一方、感染防止資器材を確保し、全国の消防本部に提供しました。

本市では、救急件数の増加に伴う日勤救急隊の流動的運用や、職員間の感染防止のため、主に日勤者におけるリモートワークの導入等、柔軟かつ迅速な対応を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて、医療体制のひっ迫等潜在的課題が浮き彫りとなり、消防、保健所、医療機関などの垣根を超えた連携の重要性が再認識されました。今後、新たな感染症や未知の脅威に備えるため、更なる対応策の検討と体制の整備が求められています。

4 国の動向

(1) 市町村の消防広域化の推進

市町村の消防広域化については、消防庁が2006（平成18）年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」を発して以降、より広域化の取組を促進するための改正が重ねられてきました。直近では、「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号）」を2024（令和6）年3月29日に告示し、同年4月1日に施行しました。

この改正では、消防広域化の推進期限が2024（令和6）年4月1日から2029（令和11）年4月1日へと延長され、都道府県に対して具体的な取組計画の策定が求められました。並行して、広域化を促進するため、新たな地方財政措置が講じられ、広域連携を円滑に進めるための支援体制も強化されています。

さらに、広域化の主導的な役割を担う中心消防本部の設定や、市町村を超えて緊急車両を柔軟に運用する「ゼロ隊運用」の導入が示されました。これにより、大規模災害時に迅速かつ効率的な対応が可能となり、消防力の全体的な底上げが図られることが期待されています。特に、人口減少や高齢化が進む地域において、安定した消防力の確保に寄与すると考えられます。

(2) 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

2020（令和2）年12月11日、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されました。この対策では、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」や、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」を中心に、更なる加速化と深化を図ることが示されました。2025（令和7）年度までの5年間を計画期間とし、追加的な事業規模を明示した上で、重点的かつ集中的に対策を講じる方針が定められています。

具体的には、常備消防の装備強化としてドローンや映像伝送装置等の配置が進められています。ほかにも、消防団の救助資機材整備を促進するため、高視認性活動服やドローンが新たに国庫補助金事業の対象資機材に追加されました。これにより、消防団の装備充実と活動効率の向上が期待されています。

さらに、災害発生時に地上通信網が途絶した際に備え、都道府県や市町村が外部との連絡を取る手段を確保することが重要とされ、衛星通信を用いた非常用通信手段の整備が促進されています。消防庁は、技術情報の提供を通じて自治体の整備を後押ししており、非常時の円滑な通信手段の確保が求められています。

(3) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が高まっています。国は、多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向けた取組を推進しています。

特に消防団は、以下の特性を持つ地域防災力の中核として位置付けられています。

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住または勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約 4.7 倍）※全国の団員数
- ・即時対応力（日頃の教育訓練により災害対応技術を習得）

しかし、全国的に消防団員数は年々減少しており、2022（令和 4）年には初めて 80 万人を下回りました。この状況を改善するため、消防庁は消防団等充実強化アドバイザーの派遣や、各団員の得意分野を活かす機能別団員、機能別分団及び学生消防団員の導入を積極的に働きかけています。

ほかにも、消防団員がやむを得ず自家用車を使用した場合、個人負担を生じさせず安心して活動できる環境を整えることが求められていました。そのため、2020（令和 2）年 4 月 1 日から、公用車の損害共済事業を実施する法人による補償共済が開始されました。この共済は、消防団員が災害活動等で使用した自家用車に生じた損害を補償し、消防団活動の下支えを担っています。

(4) 消防分野におけるDXの推進

政府は、2020（令和 2）年 12 月 25 日に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、デジタル社会を目指し多様な幸せを実現していくことが示されました。

消防分野においても消防庁がデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を積極的に行っていくことを推進しています。具体的にはマイナンバーカードを活用した、救急業務の迅速化・円滑化、AIを活用した救急隊運用の最適化及び災害時の映像情報共有手段の充実等が挙げられます。

本市においても、消防行政における手続のオンライン化を進めており、今後ますます消防行政のDX化が全国で推し進められることが予想されます。

II 基本方針

日立市総合計画に掲げられている「安全・安心のまちづくり」を実現するために、3つの大綱を掲げ取り組んでいきます。

目指すべき姿 安全・安心のまちづくり

大綱1 消防力の強靱化

施策1 消防施設・資機材の整備

施策2 職場環境の充実・人材育成の強化

大綱2 運用体制の高度化

施策1 連携・協力体制の充実・強化

施策2 消防活動体制の充実・強化

施策3 救急活動体制の充実・強化

施策4 救助活動体制の充実・強化

大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

施策1 火災予防の啓発

施策2 事業所等の火災予防対策

施策3 火災調査体制の強化

施策4 消防団の充実・強化

施策5 地域防災力の強化

大綱1 消防力の強靱化

施策1 消防施設・資機材の整備

消防活動の拠点となる消防施設の更新や統廃合を計画的に進めており、今後も整備を進めていきます。また、施設の機能を継続するために自然災害による浸水等のリスクに備えた対策を実施していきます。

また、「消防力の整備指針」に基づき、消防車両や各種資機材及び防火水槽等の更新を計画的に進め、災害活動の基盤となる施設・資機材等の整備に注力していきます。

施策2 職場環境の充実・人材育成の強化

休暇取得の推進を通じ、多様化する社会における働き方を含めた職場環境の充実に図ります。消防組織の根底となる職員個々のレベルアップを図るため、「人材育成計画」に基づき職員研修等を推進し、より良い組織づくりに努めます。

大綱2 運用体制の高度化

施策1 連携・協力体制の充実・強化

市町村の消防広域化については、消防庁が2006（平成18）年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」を発して以降、より広域化の取組を促進するための改正が重ねられてきました。

また、本市の取組の一つとして、「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」への加入を通じ、市町村の枠を越えた指令業務の広域的な運用体制を整備します。更には、近年多発する大規模災害や増加し続ける救急需要等、多くの災害に迅速、かつ、的確に対応するため、消防広域化の推進について調査研究を進め、災害に強い消防活動体制を構築していきます。

施策2 消防活動体制の充実・強化

消防業務の根幹である火災対応への迅速化、効果向上を図るため、現場と指令室をリアルタイムでつなぐタブレット端末を導入しています。今後、更にDXの導入を検討し積極的に進めていきます。加えて、消防法等に基づく届出等の消防行政手続の電子申請の導入・運用についても推進します。

施策3 救急活動体制の充実・強化

救急需要の増大とともに、市民が救急に寄せる期待は大きなものとなっています。救急体制の強化を図るために、指導救命士・救急救命士の養成、訓練資器材の整備を進めていきます。また、本当に必要な傷病者に救急車が1秒でも早く到着できるように救急車の適時・適切な利用を発信していきます。

施策4 救助活動体制の充実・強化

2024(令和6)年現在、特別救助隊員の総数は64人、うち高度救助隊員は16人、水難救助隊員は16人の体制で活動していますが、都市化の進展や市民の生活様式の変化により複雑・多様化している救助活動の現場に対応するため、今後更に強化を図っていきます。

また、あらゆる災害に対応するために救助資器材の導入や、消防学校等への派遣・資格取得支援による新たな知識、技術の習得を計画的に推進します。

大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

施策1 火災予防の啓発

火災の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、火災予防運動をはじめ、文化財防火デーや危険物安全週間等のイベントを通じて市民の防火意識の向上に努めます。

また、住宅用火災警報器の設置を広報するなど、住宅の防火対策に対する意識も向上させます。

施策2 事業所等の火災予防対策

多くの人が入りし利用する大規模な店舗や事業所等の施設は、火災が発生し大規模化した場合、人命への危険性も高いことから、消防法や建築基準法等の関係法令により規制され、安全対策が求められています。

そのため、各施設を管理できる防火管理者や危険物保安監督者の育成、立入検査等の定期的な実施により安全確保に努めます。

施策3 火災調査体制の強化

火災の原因や火災及び消火による損害を明らかにすることは、類似火災の予防や消防活動戦術の基礎資料となる重要な消防業務です。

全国的な火災件数の減少により、火災調査に精通した職員が減少している状況であり、火災調査に関する知識・技術の共有や火災現場における実践教育を通じて、職員の育成を図ります。

施策4 消防団の充実・強化

全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増しています。

地域防災の核となる消防団に寄せられる期待は大きく、消防団員の確保、消防学校の専科教育への派遣、車両や資機材の計画的な更新を通じて、消防団の更なる充実・強化に努めます。

施策5 地域防災力の強化

大規模災害が発生した場合、被害を少しでも小さくするためには、公助だけでなく個人の「自助」意識、近くの人を助ける「共助」意識を育てることが重要です。

そのために、自主防災訓練や普通救命講習を通じて、地域住民が緊急時に対応することのできる地域づくりの醸成に努めます。

Ⅲ 実施計画

大綱 1 消防力の強靱化

施策 1 消防施設・資機材の整備

(1) 消防署所の整備

前計画中に昭和 56 年以前の旧耐震基準の建築物を計画的に更新してきました。

2017（平成 29）年 9 月に多賀消防署新庁舎を開庁、2020（令和 2）年 4 月に臨港消防署、臨港消防署久慈出張所、多賀消防署大沼出張所を閉庁し、1 署 2 出張所を統合した南部消防署を開庁しました。南部消防署には訓練用プールを設置し、水難救助隊の訓練環境の充実を図りました。

<方針>

人口減少を踏まえて、消防署所を計画的かつ適正に配置することで、市民の安全・安心を守るとともに、消防機能の拡充により、あらゆる災害に迅速に対応する体制の確保に努めます。

<事業・取組等>

- ① 2024（令和 6）年現在進行中の北部消防署庁舎整備事業を計画どおりに進め、2026（令和 8）年 4 月の開庁を目指します。
- ② 北部消防署十王出張所は、北部消防署の移転の動向を見据え具体的な改築等の検討を進めます。
- ③ 自然災害の急激な激甚化を見据え、庁舎の浸水対策等の取組を推進し、機敏に対応するための対策を準備します。



北部消防署完成予想図(2026(令和8)年開庁予定)

(2) 消防車両・資機材の整備

「消防力の整備指針」に基づき、消防車両や各種資機材の計画的な整備を進めています。前計画が始まった2015（平成27）年4月からは、CAFS装置（圧縮空気泡消火システム）等の最新装備を搭載した消防車両を含む18台の緊急車両を更新整備しました。

加えて、現場活動に不可欠な無線機の更新も行いました。災害規模が大きくなるほど活動範囲が広がり、各隊や隊員間のスムーズなコミュニケーションが一段と重要となります。

今後も、各種災害に迅速、かつ、的確に対応するため、消防車両や消防活動資機材の計画的な整備を推進します。さらに、定年引上げ制度による職員（以下「定年延長者」という。）に配慮した資機材の整備や技術開発に対応した最新資機材の導入を検討していきます。

<方針>

複雑多様化する災害に対応できる特殊車両等の新規導入及び高度な活動が行える資機材について積極的に検討し、整備を図っていきます。また、本市には道路が狭い「狭あい道路地域」や、住宅密集地等火災防御が難しい「防御困難地域」があります。地域特性に応じた機動力のある消防車両の導入を検討し、消防活動の効率化を図ります。

<事業・取組等>

- ① 車両更新目安基準により、各車両の更新整備を計画的に行います。
- ② 地域特性（狭あい道路地域・防御困難地域）に対応するため、活動性に優れた消防車両の配置を検討します。
- ③ 消防車両に搭載する資機材の規格統一化や適正な維持管理対策を推進します。
- ④ 技術革新に伴い小型軽量化した資機材を導入し、定年延長者を含む全職員が質の高い現場活動を実施できる環境を整えます。



多機能型消防ポンプ自動車
2023(令和5)年度更新



高規格救急自動車
2023(令和5)年度更新

(3) 消防水利の整備

消防水利は、消火活動のため緊急に使用する水の供給施設であり、消防車両や消防活動資機材とともに必要不可欠なものです。本市にある消防水利の大半は水道管に直結の消火栓と、あらかじめ貯水している防火水槽です。

大規模地震等の災害時には、断水により消火栓が使用不能となることがあるため、防火水槽は特に重要な消防水利となります。

現在、本市の公設防火水槽は 972 基（適合防火水槽 885 基）設置されています。

防火水槽の耐用年数は 50 年と示されており、50 年以上経過した防火水槽は 247 基で、これらを計画的に、耐震性を有する防火水槽へ更新整備していく必要があります。

水利標識の経年劣化が多くみられることから、定期的な警防調査と維持管理を継続していきます。

<方針>

設置後 50 年以上の非耐震性防火水槽について、優先順位を明確にして更新（耐震化）します。加えて、消防水利の定期的な警防調査を継続実施することで、施設の安全確保と維持管理に努めます。

夜間等消防水利の目印となる標識について、必要に応じて改修を行い、スムーズな消防活動につなげます。

<事業・取組等>

- ① 防火水槽更新計画に基づき更新を進めます。
- ② 防火水槽の蓋及び水利標識については、警防調査の結果を基に改修、更新を進めます。



塗色により視認性を高める工夫がされた消火栓



防火水槽の周辺に駐車禁止区域を明示

施策 2 職場環境の充実・人材育成の強化

(1) 多様化する社会における職員の更なる活躍

男女雇用機会均等法の大幅な改正が 1999（平成 11）年に施行され女性の社会進出が推進されて 20 年以上が経過したにもかかわらず、全国の消防職員に占める女性の割合は 3 % 程度と依然低い状態です。

加えて L G B T 理解増進法の成立や、子ども未来戦略方針での男性の育児休業取得の増進等社会の価値観の過渡期にあり、職場に求められる価値観が変遷しています。

価値観の変化に加えて定年引上げ制度が始まり幅広い世代の職員が勤める職場において、全ての職員が活躍できる職場づくりを行っていかねばなりません。多様な人材が活躍できる職場づくりを行うことで、多様なニーズに対応できる組織づくりを行っていきます。

<方針>

男性職員が多い職場であるため、女性も働きやすい職場環境づくりを推進し、女性の職員採用試験への応募数増加のための P R を積極的に行います。本市では女性救助隊員の活躍を YouTube に動画で公開することや、市内大学で女性職員による講話を行いました。今後も様々な形で女性職員の活躍、また、活躍できる職場であることを P R していきます。

現場業務のほか、本部各課の多様な業務に携わるジョブローテーションを適正に行っていくことで職員それぞれに合った業務を見つけやすい環境を整え、多様性のある職員を育成します。加えて、男性職員の育児休業取得の促進や軽量資機材の導入による女性や定年延長者の活躍の場の拡大などを推進し、職員が長く勤めたくなる職場づくりを目指します。

<事業・取組等>

- ① 女性職員が活躍できる職場環境を整え、様々な方法で P R していきます。
- ② ジョブローテーションを適正に行っていきます。
- ③ 男性職員の育児休業等の取得を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、計画的な休暇取得を推進します。
- ④ 軽量資機材の導入等、性別や年齢に関係なく全ての職員が活躍できる環境をつくりま



YouTube
「密着消防～茨城県内初の女性救助隊員」
はこちら

(2) 人材育成・教育訓練

本市では「人材育成計画」を策定し、人材の育成に取り組んでいます。目指す職員像として、以下の3点を目標に、「人材育成計画」に基づき職員育成を進めていきます。

- ・常に向上心と責任感を持って職務にあたる職員
- ・失敗を恐れず、積極的に挑戦する職員
- ・人を想いやることのできる職員

市職員向けの研修に加え、消防大学校や茨城県立消防学校での専科・特別教育、救急救命士育成を目的とした東京研修所・九州研修所、消防協会主催の各種研修などに職員を派遣しています。その後、研修参加者が職場内研修を実施し、組織全体のスキルアップを図っています。

さらに、日立市特定事業主行動計画に基づく、育児、子育て、その他各種休暇の取得推進や、時間外勤務の縮減など職員の心身の健康増進を図ることで、消防本部を支える職員の活力向上に力を注いでいます。

<方針>

職員研修や休暇取得の推進を通じ、より良い組織づくりを進めていきます。「人材育成計画」では以下に目指す組織像を掲げています。

- ・お互いを尊重し合い、同じ目標に向かって成長し合える組織
- ・チームワークを高め、職員が生き生きと働ける組織
- ・時代の変化と社会のニーズに対応できる組織

このような組織づくりを通じて職員のモチベーションと研修意欲を高め、良い循環を生み出し、職員育成を促進させます。

<事業・取組等>

- ① 様々な研修、講習及び消防大学校等に職員を派遣し、職員の資質向上を図ります。
- ② 労働衛生推進月間の実施、健康診断、ストレスチェックにより職員の心身の健康を維持します。



職員研修の様子

(3) 公務員定年引上げ制度

2021（令和3）年に地方公務員法の一部が改正され、2023（令和5）年から定年退職の年齢の引上げや、管理監督職勤務上限年齢制等が施行されました。

定年年齢は60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に上がり、移行完了時の2031（令和13）年に65歳となります。

2024（令和6）年度は、4人の定年延長者が勤務し、消防署勤務（現場業務）1人、本部勤務3人の配置となりました。

消防業務の特性上、本市の約8割の職員が現場業務を担っており体力の求められる職場環境です。今後増加が見込まれる定年延長者が、現場業務・事務問わずに希望する職種で活躍できる職場環境づくりが必要となります。

<方針>

消防力、市民サービスを維持・向上させていくように定年延長者の配置先や採用計画について考慮していきます。ジョブローテーションを推進し、全職員が専門性を得られる多様な業務経験をすることで、中長期的なキャリアパスの形成につなげていきます。

一方で、体力維持プログラムの策定等定年延長者も現場業務に従事できるような仕組みづくりを行い、定年延長者の活躍の場が広がるような施策を行っていきます。

<事業・取組等>

- ① 全職員が活躍できる職員配置を行います。
- ② 中長期的な採用計画を策定し、優秀な人材を確保するとともに適正な消防体制の確立を目指します。
- ③ 「消防職員のための体力維持プログラム」の策定、「体力、健康、技術に係る指標」の設定等、定年延長者の現場業務従事に向けた仕組みづくりを行います。
- ④ 定年引上げ制度に関する研修を実施し、職員の理解を深めます。

大綱 2 運用体制の高度化

施策 1 連携・協力体制の充実・強化

(1) いばらき消防指令センターでの指令業務の共同運用

2013（平成 25）年に「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」が設立されました。この協議会は、市町村ごとに行っていた 119 番通報の受信や指令業務を、県内全域で一元化・共同化するための枠組みです。そして、2016（平成 28）年から「いばらき消防指令センター」の共同運用が開始され、市町村を越えた広域的な指令業務が遂行されています。

<方針>

近年、多発する大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、本市では、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の趣旨に基づき、指令業務の県域一元化・共同化を進めています。「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」への加入を通じて、広域的な運用体制を整備し、「いばらき消防指令センター」での共同運用を実現させ、本市消防行政の体制強化を図ります。

<事業・取組等>

- ① 2025(令和 7)年度から、「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」に加入します。
- ② 2028(令和 10)年度から、「いばらき消防指令センター」での指令業務の共同運用を開始します。
- ③ 大規模災害等への対応として、茨城県広域消防相互応援協定や隣接市等消防応援協定に基づき、更なる連携・協力体制の強化を図ります。

(2) 消防広域化の検討

市町村の消防広域化については、消防庁が2006（平成18）年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」を発して以降、より広域化の取組を促進するための改正が重ねられてきました。直近では、2024（令和6）年3月に一部改正の告示が発せられ、広域化の推進期限を2029（令和11）年4月1日まで延長する等の改正がされ、新たに周辺の消防本部の広域化の意向確認等広域化を主導する中心消防本部の設置が示されました。

県の動きとしては、茨城県消防広域化推進計画の改定を2024（令和6）年度中に予定しており、広域化対象市町村の組合せ、中心消防本部の検討及び広域化の推進期限の設定が進められています。加えて、いばらき消防指令センターでは、運用の高度化を促進していくために、県域での一元化・共同化に向けた検討が進められています。

本市は、茨城県消防広域化推進計画の改定において、いばらき消防指令センターへ参入し、指令業務の共同運用を開始することから「広域化重点地域」に指定される見込みが高い状況です。

人口減少社会でありながら救急需要が増えている現在、広域化の動きは更に活発化していくことが予想されます。

<方針>

茨城県消防広域化推進計画の改定内容を踏まえ、本市の消防を取り巻く状況や消防力等を詳細に分析し、消防の広域化及び業務の連携・協力について、検討を進めていきます。

本市の状況を踏まえ、県北地域の各市町村の状況や広域化等に対する考え方等について、調査研究を進めていきます。

<事業・取組等>

本市及び周辺消防本部と研究会等を開催し、各消防本部の現況や抱える課題等の共有を図ります。

(3) 緊急消防援助隊の強化

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、1995（平成7）年に創設され、2024（令和6）年には、全国の消防機関で約6,600隊が登録されています。

緊急消防援助隊の編成等については、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）に定められていますが、今後、首都直下地震等の「国家的な非常災害」に備え、効果的・効率的に活動することができる編成を目指し、消防の総力を挙げて、人命に直結する活動を展開しようとしています。

消防庁では、今後発生が予想される「国家的な非常災害」に備え、2028（令和10）年度末を目標に7,200隊規模にすることを目指しています。本市には、2014（平成26）年に国の事業により「津波・大規模風水害対策車（水陸両用車バギー搭載）」が配備されており、2021（令和3）年には熱海市伊豆山土石流災害に、指揮隊車、津波・大規模風水害対策車を派遣しました。

本市では、津波・大規模風水害対策車のほか、統合機動部隊である指揮隊、救急小隊、特殊装備小隊等11隊を緊急消防援助隊に登録し協力体制を築いています。（令和6（2024）年現在）

今後、緊急消防援助隊の強化、高度化を図るとともに、全国や地域ブロックの合同訓練に積極的に参加して技術の向上を図る必要があります。

<方針>

災害の複雑化、高度化、大規模化等に対応するため、最新資機材の配備を推進するとともに、全国及び地域ブロックでの合同訓練に積極的に参加し、隊員の技術向上や緊急消防援助隊の強化に努めます。

<事業・取組等>

- ① 大規模地震等を想定した訓練を計画的に実施します。
- ② 全国・地域ブロック合同訓練に積極的に参加します。
- ③ 地域の実情に応じた受援計画の見直しを進めます。



緊急消防援助隊の活動の様子
（熱海市伊豆山土石流災害）

施策2 消防活動体制の充実・強化

(1) 消防活動におけるDXの推進

消防防災分野におけるDXの推進は、国が主導する重要な取組の一つです。「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化」、「AIを活用した隊の運用の最適化」、「屋外貯蔵タンクの検査効率化」など、幅広い分野で技術革新が進められています。これらの取組は、消防活動全体の効率化だけでなく、災害現場での安全性向上にも寄与しています。

本市では、火災現場での対応力を高めるため、災害映像を現場から指令室にリアルタイムでつなぐタブレット端末を導入しています。現場状況の最新情報が共有され、迅速かつ的確な活動が可能となっています。さらに、ドローンを活用して上空からの映像情報を収集することで、火災の広がりや危険箇所を正確に把握し、活動隊員の適切な配備につなげています。これにより、従来の方法では難しかった広範囲の火災防御や災害対応が効率化されています。

消防DXの推進には、新しい機材やシステムの導入だけでなく、職員がこれらを効果的に活用するための訓練やスキルの向上が不可欠です。本市では、こうした技術革新に対応しつつ、地域住民の安全を守るための取組を継続していきます。

<方針>

技術の進歩に合わせた資機材の導入と運用の最適化を図り、消防活動全体の質を向上させます。これにより、消火活動や救急業務など、消防業務のすべての場面でより安全かつ効果的な対応を目指します。また、本計画内で示している他の項目と連携し、消防活動全体の効率化と高度化を推進します。

<事業・取組等>

- ① 技術の進歩に対応した新しい資機材の導入を積極的に進めます。
- ② 救急業務の迅速化・円滑化を図るために、マイナンバーカードを活用した救急業務システムの導入について検討を進めます。
- ③ ドローンやタブレット端末の活用訓練を筆頭に、職員のデジタルスキル向上を目的とした研修や訓練を実施し、新技術を活用できる体制を整備します。
- ④ 最新技術を活用し、災害時の部隊運用や隊員の活動動線の最適化、出場時間の短縮など消防力の効率的活用を目指します。

(2) 消防行政のDX化

デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、国と自治体が協力して、デジタル化が推し進められてきました。特に国民の利便性向上に資する各種行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となりました。

消防行政に関しては消防庁から「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について（通知）」等が示され、火災予防分野の手続の電子申請化が「デジタル化の重点ポイント」となっています。

本市においても2024（令和6）年3月に「防火・防災管理者選任（解任）届出」を含む5つの手続について電子申請の運用を開始し、積極的にデジタル化に取り組んできました。

<方針>

2022（令和4）年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の別冊中「オンライン化等を実施する行政手続等」に示す12様式について電子化を実装します（うち、9様式については電子化を実装済み。（2024（令和6）年11月現在）。

消防行政手続の電子化を進めるとともに、市民へ電子化手続のPRを積極的に行い、市民の消防行政手続に対するハードルを下げることで火災予防の更なる発展を目指します。

<事業・取組等>

- ① 消防行政手続のオンライン化を進め、市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。
- ② 電子申請が可能な手続について広報を行います。
- ③ 手続上公印が必要なものについて今後取扱いを整理し、電子化が可能な届出、申請を増やします。

日立市HP



「日立市消防本部の電子申請ページ」
は[こちら](#)

施策 3 救急活動体制の充実・強化

(1) 指導救命士・救急救命士の養成

1991（平成3）年に救急救命士法が施行され、以降、救急救命士の特定行為の処置範囲が拡大され、近年では、2014（平成26）年に心肺停止前の傷病者に対する静脈路確保及び輸液、低血糖傷病者に対するブドウ糖溶液投与等の処置ができるようになりました。

また、2014（平成26）年からは指導救命士制度が開始され、豊富な知識、経験を有する指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として認定し、救急隊員教育における中心的な役割を担うことにより、救急隊全体のレベルアップを図っております。

<方針>

本市では救急隊1隊に対して2人以上の救急救命士が搭乗する54人体制を維持していきます。そのために指導救命士・救急救命士の研修所派遣による資格取得及び救急救命士有資格者の採用を計画的に行っていきます。

また、茨城県立消防学校の専科教育救急科に職員を派遣し、組織全体の救急体制の強化を図ります。

<事業・取組等>

- ① 救急救命東京研修所・九州研修所に職員を派遣し資格取得を推進します。
- ② 救急救命士有資格者を計画的に採用します。
- ③ 専科教育救急科に積極的、かつ、計画的に職員を派遣します。



乳児への救急対応訓練

救急車内での訓練



(2) 救急車の適時・適切な利用の啓発

全国的に救急車の出場件数は増加傾向にあり、本市においても同様に増加しています。2023（令和5）年には初めて10,000件を超える出場件数となりました。その中で入院の必要のない軽症者の占める割合は約50%となっており課題となっています。

本当に必要な傷病者のもとに救急車が1秒でも早く到着できるように救急車の適時・適切な利用を発信していきます。

ほかにも、救急車を必要とするか判断がつかない時のために、茨城おとな救急電話相談（#7119）や茨城子ども救急電話相談（#8000）、本市が運用する消防医療情報問合せ（22-4199）が設置されており、その広報にも力を入れてきました。

<方針>

今後も引き続き救急車の適時・適切な利用や救急電話相談の活用について発信を続けていきます。

<事業・取組等>

- ① 救急車の適時・適切な利用について市報・ホームページ等で発信します。
- ② 救急電話相談等の活用を促す広報を実施します。

YouTube



「命のリレー 日立市の救急救命」
は[こちら](#)



適時・適切な利用のPRを救急車ヘラベリング

(3) ラピッド方式ドクターカーの運用

地域と連携して、安全で安心して暮らせる快適な生活環境の整備を図るため、2016（平成28）年4月1日からラピッド方式ドクターカー（以下、「ラピッドカー」という。）が3市（日立市・高萩市・北茨城市）合同で運用が開始され、2020（令和2）年6月1日から常陸太田市が加入し4市での運用となりました。

運用開始から2023（令和5）年までの7年間で、3,237件の出場実績があり運用地域の救急体制の連携強化に大きな貢献をしてきました。

<方針>

緊急自動車登録をした四輪駆動の車両と運転員1人を365日24時間体制で、日立総合病院の救命救急センターに常駐させ、119番通報時又は各救急隊からの出場要請に対して、救命医と看護師が必要資器材を乗せ、重症患者が発生した現場等へ出場し、救命率の向上を図ります。

<事業・取組等>

- ① 4市で協力・連携し、ラピッドカーの運用を継続し、救命率の向上に努めます。
- ② 暫定再任用職員等を配置し、ラピッドカー運転員の継続的な確保に取り組みます。
- ③ ラピッドカーの車両及び資器材の適正な維持管理に努めます。
- ④ 病院スタッフとの研修会や意見交換会等を積極的に実施し、病院スタッフとの連携強化に努めます。



ラピッド方式ドクターカー



大規模災害事故対策訓練
(医師との合同訓練)

(4) 救急資器材の整備

増加の一途をたどる救急需要において、救命率や社会復帰率を向上させるため、特定行為と呼ばれる高度な救急救命処置を行うことが認められています。その処置を円滑に行うため救急資器材の整備は必須となり、あわせて訓練用資器材の整備も重要です。

2021（令和3）年3月に現場用資器材として全ての救急車へ自動心肺蘇生器を導入しました。この資器材はC P Aの傷病者に使用する資器材で、胸骨圧迫と人工呼吸を自動で行うことのできる資器材です。この導入により現場から救急車への移動中においても、心肺蘇生法が中断されることなく行えるため、質の高い救急活動につながっています。2023（令和5）年中にはC P A事案の8割を超える現場で活用しています。

2022（令和4）年には、今まで以上に心肺停止状態（以下「C P A」という。）や重症傷病者に対する訓練を充実させ、より質の高い救急活動につなげるために、高度救急処置シミュレーターを導入しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、静電噴霧器を導入しました。素早く隊員や救急車の除染を行い、次の事案に備えることで、数多くの救急現場にいち早く駆けつけることを可能にしました。

<方針>

複雑・多様化する救急需要に対して、迅速かつ安定した市民サービスを提供するとともに、救命率と隊員の技術の向上を図るために必要な資器材の整備・更新を実施します。

<事業・取組等>

- ① 最新式の現場用資器材及び訓練用資器材を導入し、指導救命士を中心とした教育体制を確立します。
- ② 現場に即した救急活動想定訓練を行うことで質の高い救急活動につなげます。



自動心肺蘇生器を使用する訓練

施策 4 救助活動体制の充実・強化

本市は 1971（昭和 46）年に特別救助隊、2001（平成 13）年に水難救助隊、2012（平成 24）年に高度救助隊を発足し、多くの災害において活動をしてきました。

本市の救助活動体制は、特別救助隊員養成試験に合格し救助活動を行う「特別救助隊」、潜水資格を有する隊員で水難事故に対応する「水難救助隊」、専門かつ高度な教育を受けた隊員と高度な救助資機材を有する「高度救助隊」を編成し、多様化する各種災害に対応しています。

2024（令和 6）年現在、特別救助隊員の総数は 64 人であり、うち高度救助隊員は 16 人、水難救助隊員は 16 人の体制です。

土砂崩れや河川の氾濫等自然災害が頻発激甚化しており、市民の救助隊に対する期待は高まっています。救助活動体制の強化を図り安全・安心のまちづくりの中心を担っていく必要があります。

<方針>

救助業務に関する消防大学校・消防学校等の専科教育への派遣、資格取得支援、各種訓練を継続的に行い、質の高い救助活動につなげます。

並行して最新の救助資機材等の導入を行い、多様化する災害に対応していきます。

<事業・取組等>

- ① 業務中の訓練に加えて、特別救助隊強化訓練や各署合同で訓練を行うなど、各種訓練を計画的に行うことで質の高い現場活動につなげます。
- ② 消防学校や消防大学校の救助科に職員を派遣することで最新の救助技術を学び、職員間で共有します。
- ③ 救助隊員としての業務を希望する職員を対象に、年に 1 回特別救助隊養成試験を行い、救助隊の活性化を図ります。
- ④ 活動に必要な資格の取得を支援します。
- ⑤ 救助資機材や訓練時に使用する安全マット等資機材の整備を計画的に行います。



高度救助隊による救出訓練



水難救助隊訓練

大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

施策1 火災予防の啓発

(1) 防火思想の普及啓発

火災はひとたび発生すれば大きな被害をもたらします。火災を起こさないために、防火思想の普及啓発はとても大きな意義があります。全国的に年2回の火災予防運動を始め、山火事予防運動等が行われており、本市においても積極的に防火思想の普及啓発運動を行っています。

また、毎年1月には文化財防火デーがあり、神社や寺院と合同で自衛消防訓練を行う等、火災時の避難や文化財保護の訓練を行っています。

本市では小中学校や自主防災訓練で行われる避難訓練での講話に加えて、独自に自衛消防訓練要領をYouTubeで公開しており、更に幅広い世代への防火思想の普及啓発を行っています。

<方針>

火災予防運動による駅前街頭広報や林道調査を引き続き行っていきます。各種防火イベント等で消防車両の展示等、火災予防について多くの方の目に触れる機会を創出し、防火意識の向上を図ります。

市報、ケーブルTV、地元FM局及び各種ソーシャルメディアを活用し、自宅にしながら防火の大切さを知る機会をつくります。

<事業・取組等>

- ① 年2回の火災予防運動による、防火思想の普及啓発を行います。
- ② 年1回の幼少年女性防火委員会主催の防火ポスターコンクールに協賛します。
- ③ ケーブルTV、地元FM局等を活用した広報を行います。
- ④ 地域コミュニティ及び事業所を対象とする消火、避難、通報訓練等及び防火講話を実施します。
- ⑤ ソーシャルメディア等を活用し、防火防災意識の高揚を図ります。
- ⑥ 市政出前講座による防火講話を行います。

YouTube



「SHOBO HITACHI」(再生リスト)
は[こちら](#)

(2) 住宅防火対策の推進

2008(平成20)年から設置義務となった住宅用火災警報器の本市における2024(令和6)年度の設置率は78%で、県内24消防本部中12位にとどまっています。県の設置率は79.1%であり、県平均を若干下回る状況です。設置率向上のためには、市民への普及啓発活動を更に強化するとともに、点検や更新の重要性についても周知していく必要があります。特に、高齢者や一人暮らし世帯への重点的な普及対策が求められています。

住宅火災における死者数の多くは逃げ遅れが原因とされており、住宅用火災警報器の設置は早期避難を促すための有効な手段です。高齢化や核家族化が進む中で、増加が予想される高齢者のみの世帯や一人暮らし世帯に対しては、住宅用火災警報器の設置や点検・更新の普及を図り、住宅防火対策の徹底を進めることが重要です。

さらに、火災リスクを減少させるため、住宅用消火器の設置やS iセンサーコンロの使用促進、防災製品の利用拡大など、住宅防火全般にわたる取組を進めるとともに、住民自らが防火対策に積極的に取組む意識を醸成することが必要です。これらの施策を通じて、市民の防火意識の向上と火災による被害の更なる軽減を目指していきます。

<方針>

住宅の防火対策に対する意識を向上させるとともに、市民、地域、事業所と連携して住宅用火災警報器をはじめとした住宅用防災機器の設置や防火対策を推進することで、住宅火災件数及び死傷者数の減少や財産被害の軽減に努めます。

防火意識の高い市民を育てるために、長期的な視点から小中学生を対象として防火・防災教育を行います。

<事業・取組等>

- ① 関係機関等と連携し、住宅用火災警報器の設置並びに各種イベントや講習会等においての住宅用防災機器の展示、パンフレット等の配布を通じて、住宅用防災機器の設置促進を図ります。
- ② 公共施設に設置しているデジタルサイネージや地元FM局等を活用し、市民が防火対策について日常的に触れる機会を増やします。
- ③ 受講者の年代に応じた防火講話を消防職員が行い、防火意識の向上に努めます。
- ④ 小中学校に防火冊子等を配布することで、家庭での防火教育を促します。

日立市HP



「住宅用火災警報器の設置義務化について」

は[こちら](#)

施策2 事業所等の火災予防対策

(1) 防火対象物における防火安全体制の推進

大規模店舗、病院、社会福祉施設、学校、工場等の多くの人が入りし、利用する事業所等は、一度火災が発生すると大規模化する危険性が高く、社会的に与える影響が大きいことから、法的に各種の安全対策が求められ、様々な規制が課せられています。

2023（令和5）年中に新築や増築等に伴う消防同意事務は132件、防火対象物使用開始に伴う検査は133件、既に営業等をしている対象物に対する立入検査は1,194件（全防火対象物4,324件）実施し建物の安全対策を図っています。

2016（平成28）年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、それまで消防法令で消火器を設置する義務がなかった延べ面積150平方メートル未満の飲食店に対し、2019（令和元）年10月1日から新たに消火器の設置が義務付けられたことから、該当する飲食店371件に対しリーフレットを配付し法改正の趣旨や消火器の必要性について周知を図りました。

また、2021（令和3）年12月17日に、死者が27人にも上る建物火災が大阪市北区で発生しました。被害の拡大の要因として、唯一の避難経路である階段付近からの出火により、多くの逃げ遅れが発生したことが挙げられています。

本市にも類似した建物形態である「特定一階段等防火対象物」があり、特別査察を実施しました。

このように他の自治体で社会的影響の大きい火災が発生した際は、本市で同様の火災の発生を未然に防ぐため、類似の防火対象物に対して特別査察を行い、実態把握に努め防火安全対策の強化を図ってきました。

<方針>

火災による被害の軽減を図るため、建築物の計画段階での指導、使用開始前の検査を消防法令等に基づき行います。加えて、建築物の使用開始後には、消防用設備等の維持管理、防火管理の状況について立入検査を実施し、利用者等の安全の確保に努めます。

<事業・取組等>

- ① 申請・届出書類等に基づく審査及び検査を適正に行います。
- ② 定期的な立入検査及び必要に応じて特別査察を実施します。
- ③ 防火管理講習を実施し、防火対象物を適正に管理する防火管理者を育成します。
- ④ 法令違反の是正に関する研修等を受講するなど、組織の火災予防体制を強化します。

(2) 危険物施設の安全対策

危険物施設における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物の流出に大別されます。

全国で危険物施設の火災及び流出事故件数は、1994（平成6）年から増加傾向にあり、2007（平成19）年以降は、高い水準で横ばいの状況が続いています。事故の要因として、操作ミス等の人的要因、腐食疲労等劣化などの物的要因が挙げられます。その中でも地下貯蔵タンク等の経年による腐食・劣化などを原因とする事故が多く発生しています。

他方で、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことが期待されています。消防庁ではセルフ式ガソリンスタンドにおけるA I等による給油許可監視支援の実証実験、屋外貯蔵タンクの定期点検等におけるドローンの効果的な活用法について検討されています。

<方針>

危険物保安監督者等の育成に努め、事業所等における安全管理体制の充実及び自衛消防組織の対応力向上を目指します。

また、施設の設置年数や材質を把握し、施設に応じた指導を行うことで適正な維持管理を促します。

これらを通じて、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の初動体制を強化し、発災による被害の軽減を図ります。

<事業・取組等>

- ① 本市で実施される危険物関連講習会に協力することにより、危険物保安監督者、危険物取扱者の育成に努めます。
- ② 立入検査、危険物安全週間での広報活動を通じて日常点検等の重要性の周知を行います。
- ③ 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの実実施計画の策定指導に取り組みます。
- ④ 地下貯蔵タンクの流出防止対策の措置が必要な事業所への事前通知を計画的に行い、適正な維持管理を促します。



危険物取扱者保安講習会

施策3 火災調査体制の強化

(1) 火災調査体制の強化

火災の原因や火災及び消火による損害を明らかにすることは、類似火災の予防や消防活動戦術の基礎資料となる重要な消防業務です。

国民生活の多様化や生活関連機器の進展に伴い、火災の原因が多様化・複雑化し、火災調査の困難性が増大しています。一方で、全国的に火災件数の減少により、火災調査に精通した職員が減少している状況です。このため、消防庁はプロジェクトチームを発足し、火災調査書類の様式見直しや標準的な作成マニュアルの策定など、業務効率化に向けた具体的検討を進め、「火災調査書類様式例の見直し及び標準火災調査書類作成マニュアルの策定等について（通知）」を発出しました。

火災調査結果の正確性は、業務改善の資料として重要であるだけでなく、市民の要望や司法の場で資料を求められることも多く、本市でも職員の火災調査技術向上に日々努めています。

<方針>

各消防署に配置された火災調査責任者を中心とした火災調査に関する知識・技術の共有や火災現場における実践教育を通じて、職員の育成を図ります。

また、火災及び消火により受けた損害の範囲や実態等の程度を正確に判定し、火災調査の結果を踏まえた消防活動戦術や市民への広報を実施することで火災件数の減少及び被害の軽減に役立てます。

<事業・取組等>

- ① 火災調査責任者を各消防署に配置し、「火災調査業務の執行管理」、「火災調査等の情報管理」、「調査員の教育及び技術向上」等を実施し各消防署における火災調査の質の向上を図ります。
- ② 各消防署で行う火災調査に予防課も立ち会い、正確な原因判定に加えて火災調査技術指導を行います。
- ③ 火災現場から収去した物質や製品等について、多くの職員の立ち会いの下で鑑識を行うことで火災原因の究明や職員の研さんに努めます。
- ④ 火災原因の調査結果に基づく、類似火災の予防広報を行います。



車両火災の火災調査

施策4 消防団の充実・強化

(1) 消防団員の確保

火災の発生に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増しています。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住または勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.7倍）※全国の団員数
- ・即時対応力（日頃の教育訓練により災害対応技術を習得）

といった特性を有しており、地域防災力の中核として活躍しています。

2024（令和6）年4月現在、本市では27分団、369人の消防団員（内女性消防団員15人）が在籍していますが、条例定数は451人であるため消防団員の確保は重要課題の一つです。

<方針>

消防団員が活動しやすい環境づくりを行うとともに、消防団員の活動の拠点である消防団詰所を計画的に建替えていきます。

また、活動服等の被服・装備を計画的に支給することで、団員の活動の安全性を向上させます。

各地区において消防職員の指導の下、規律訓練や放水訓練等を行い災害現場で活躍できる団員を育成します。加えて、消防学校等で行われる消防団員向けの専科教育に団員を派遣し、スキルの向上を図ります。



消防団秋季点検

<事業・取組等>

- ① 消防団の活動環境や報酬等の処遇面を改善し、団員の活動に対するモチベーションの向上及び消防団の魅力の向上を図ります。
- ② 訓練環境の整備等を行った上で各種訓練を行い、現場で活躍できる消防団員の育成をします。
- ③ 市報や市役所にあるデジタルサイネージ等を活用し消防団の広報を幅広く行います。

Ⅲ 実施計画 - 大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

(2) 消防団装備等の充実

消防団には、分団ごとに消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車が配備されており、災害時には、地域防災の中心として活動することが期待されています。

消防団活動の要となる消防団車両は、地域の消防力を維持するために計画的な更新整備が必要となります。

また、消防団員の安全確保のための装備や情報伝達が可能な装備及び救助活動用資機材等の充実を図る必要があります。

<方針>

消防団車両は、車両状態や経過年数を総合的に考慮し、計画的に更新を行うとともに、多様化する災害に対応した車両や活動資機材の整備及び消防団員の安全確保のための装備を計画的に整備し、地域防災力の向上を図ります。

<事業・取組等>

- ① 車両等の消防団装備について、計画的に更新し、適正配備を図ります。
- ② 技術革新に伴い小型軽量化した資機材を導入し、全団員が質の高い現場活動を実施できる環境を整えます。
- ③ 消防団員の安全確保のための被服・装備等の充実を図ります。
- ④ 情報収集、情報共有、他機関との連携の円滑化に資する双方向の情報伝達が可能な装備の充実を図ります。
- ⑤ 大規模災害に対応するため、救助活動用資機材の充実を図ります。



林野火災消防演習

YouTube



「日立市消防団員
を募集しています！」
は[こちら](#)

YouTube



「このまちを守る、
日立市消防団」
は[こちら](#)

Ⅲ 実施計画 - 大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

施策5 地域防災力の強化

(1) 自主防災体制の強化

大規模な災害が発生した場合、被害を少しでも小さくするためには、「自分の身は自分で守る」という個人の「自助」の意識を育てることが重要です。日頃から、災害時に取るべき行動を考え、それを実行するための知識や技術を習得しておく必要があります。災害対応の知識や技術を持つ人々が地域で互いに助け合う「共助体制」を構築し、関係機関と連携して地域防災力を強化し、被害を軽減することが大切です。

本市では、小学校区を単位とした23の自主防災組織が結成され、安全で住みよい災害に強い地域を目指して防災訓練等を行っています。加えて、本市には火災予防を目的とする防火クラブ等4団体があり、様々な防火活動を行っています。これら団体の活動を支援し、育成することが必要です。

日立市の関係団体一覧

(令和7年1月1日現在)

団体名	構成員	会(クラブ)員数
日立市防災協会	事業所等	319 事業所
日立市女性防火クラブ 連絡協議会	地区の女性会等	12 クラブ 232 人
日立市少年消防クラブ	小学生	2 クラブ 100 人
日立市幼年消防クラブ	幼稚園、保育園児	19 クラブ 1,730 人

<方針>

地域コミュニティ等での自主的な防災活動を促進し、防災知識の習得及び地域の防災体制を確立するとともに、地域防災を担う人材育成を行う。

<事業・取組等>

- ① 自主防災訓練や林野火災消防演習等のPRを行い、市民の参加を促します。
- ② 女性防火クラブ等の新たな会員を募集するとともに、クラブ員の防火防災意識の向上を図ります。
- ③ 関係団体と防火啓発活動を協働実施します。
- ④ 自主的な訓練や研修体制の確立を目指して育成・指導します。

Ⅲ 実施計画 - 大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

(2) 普通救命講習等の実施

2024（令和6）年現在、本市の公共施設には175台の自動体外式除細動器（以下「AED」という。）が設置されており、その存在は市民にも広く認知されているところです。しかしながら、いざ必要な時にAEDを使用し、胸骨圧迫等適切な心肺蘇生の処置を行うことは難しいことです。

緊急時に、その場に居合わせた人による心肺蘇生とAEDの使用が早期に行われることで、心肺停止傷病者が社会復帰できる可能性を高めるため、とても重要です。一人でも多くの方が心肺蘇生法を行い、社会復帰者を増やすため、今後も継続して普通救命講習を開催していきます。

<方針>

普通救命講習等を開催し、救命手当の知識を広め、緊急時にその場に居合わせた人による心肺蘇生が行われることで、社会復帰率の向上につなげます。

<事業・取組等>

- ① 常時、普通救命講習を開催できる体制を維持していきます。
- ② 訓練用人形等の資器材の整備・維持管理を行います。
- ③ 市政出前講座による救急教室等救急に関する講座を実施します。

※過去5年の普通救命講習の開催数及び受講者数

	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
実施回数 (回)	15	50	46	69	135
受講者数 (人)	3,447	665	1,362	1,662	2,441

Ⅲ 実施計画 - 大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

(3) 公共施設等へのAED設置

2004（平成16）年7月、非医療従事者によるAED（自動体外式除細動器）の使用について（厚生労働省医政局長通知）により、広く一般市民がAEDを使用できる体制が確立されました。

本市においては、2007（平成19）年からAEDを公共施設（交流センターやスポーツ施設、小・中学校）に設置してきました。より市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、2023（令和5）年8月に72台のAEDを市内のコンビニエンスストアに設置しました。公共施設を含め2024（令和6）年現在、本市は247台のAEDを設置しています。また、コンビニエンスストアの従業員を対象に救急教室を行っています。

<方針>

市民の身近に、数多くある公共施設及びコンビニエンスストアにAEDを設置することで安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を図ってきました。今後はこの体制を維持するとともに、市民がAEDの設置場所について認知でき、緊急時に準備・使用ができるようにAEDの啓発活動に努めます。

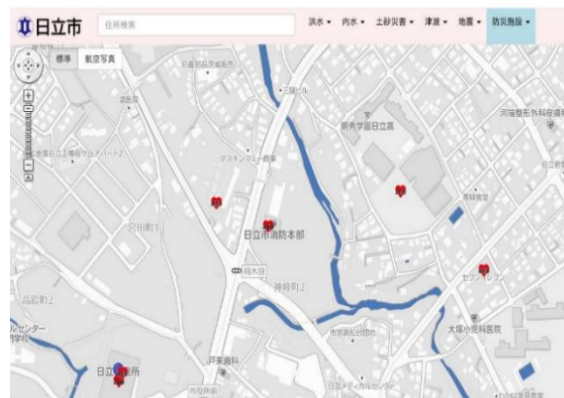
<事業・取組等>

- ① コンビニエンスストア及び公共施設に設置したAEDについて、引き続き広報を行います。
- ② 公共施設等に設置したAEDの維持管理を徹底するとともに、緊急時にいつでも使用できる方法の検討を進めます。



コンビニエンスストアへ設置したAED

市ホームページ及び ひたちナビでのAED設置場所の周知



IV 付録

1 日立市消防のあゆみ

年次		できごと
明治の末期		日立・高鈴両村に腕用ポンプを持った消防組を設置する
大正の初期		日立・高鈴両村の村長を組頭として、公設消防組となる
大正 13 年		両村に町制が施行され、日立町、助川町とも消防組と改組する
(年) 昭和 14	(月) 9	警防団令公布、警防団と改称する
		両町が合併して市制を施行。警防団を 13 分団、1,200 人に編成する
昭和 22	4	勅令第 185 号により、消防団と改称する
昭和 23	4	消防組織法により団条例を改正、編成を 8 分団、120 人とする
昭和 25	6	職員 17 人、消防車両 1 台をもって、消防本部・消防署が発足する
昭和 26	5	職員 6 人増、総員 24 人 消防車両 2 台となる
昭和 28	3	職員 3 人増、総員 27 人 救急業務を開始する
		独身待機宿舎を新築する
昭和 30	2	1 市 2 町 4 村合併、消防団 6 分団、1,300 人となる
	9	職員 8 人増、総員 35 人
昭和 31	4	職員 15 人増、総員 50 人 多賀出張所を開庁する
		中短波無線装置を導入する（基地局 2、移動局 3）
	9	消防団、結団式により、消防団を 1 団 27 分団、373 人に編成する
	11	豊浦町の合併により、消防団を 29 分団、403 人に編成する
昭和 35	7	職員 2 人増、総員 52 人 多賀出張所にて救急業務を開始する
昭和 36	10	職員 16 人増、総員 68 人 久慈出張所を開庁する
昭和 37	11	職員 10 人増、総員 78 人 加性出張所を開庁する
昭和 37	11	職員 17 人増、総員 95 人 本部の機構改革を行い、総務、消防の 2 課 4 係となる
		消防本部庁舎建設
昭和 38	4	職員 6 人増、総員 101 人 18m 級はしご車を配置
昭和 39	1	日立市消防歌制定
昭和 40	4	職員 8 人増、総員 109 人 化学消防ポンプ自動車を配置
	5	日本損害保険協会より消防ポンプ自動車の寄贈を受け、日立消防署加性出張所に配置
昭和 41	5	日立独身用待機宿舎を新築する
	7	多賀出張所庁舎を移転新築し業務を開始する
昭和 42	3	久慈出張所庁舎を移転新築し業務を開始する
	4	職員 10 人増、総員 119 人
	7	中短波無線装置を超短波無線装置に切替える（基地局 3、移動局 10）

IV 付録

昭和 43	4	職員 10 人増、総員 129 人
昭和 44	4	職員 10 人増、総員 139 人
昭和 45	3	加性出張所の庁舎、多賀世帯用待機宿舎を新築する
	4	職員 25 人増（うち女子職員 10 人）、総員 164 人
	6	消防艇「ひたち」を建造する
昭和 46	3	日立港に臨港出張所を開庁する
		消防団を統合整備し、24 分団、335 人に編成する
	4	職員 10 人増（うち女子職員 5 人）、総員 174 人
	7	特別救助隊が発足
昭和 47	3	消防団を統合整備し、20 分団、283 人に編成する
		世帯用待機宿舎（一部独身用）を新築する（多賀第 2 棟）
		職員 10 人増（うち女子職員 5 人）、総員 184 人
昭和 47	3	職員 3 人増（調理職員）、総員 187 人
		18m 級屈折梯子付消防自動車を配置
昭和 48	4	職員 20 人増、総員 207 人
		本部、消防署の機構改革を行い、本部に査察広報課を新設、総務、警防、予防の 4 課、多賀出張所、臨港出張所をそれぞれ署に昇格し日立と併せて 3 署 2 出張所となる
		臨港消防署の庁舎を移転新築し業務を開始する
昭和 49	4	職員 31 人増、総員 238 人
		警防課に通信指令室を新設
	5	職員 10 人増、総員 248 人
		週休 16 週 18 休制を採用
昭和 49	10	日立消防署北部出張所を開庁、3 署 3 出張所となる
		久慈世帯用待機宿舎（一部独身用）を新築する
昭和 50	4	日本損害保険協会から救急車の寄贈を受け、日立消防署北部出張所に配置
昭和 51	2	日本損害保険協会から化学消防ポンプ自動車の寄贈を受け、臨港消防署に配置
	4	北部出張所庁舎を移転新築し業務を開始する
昭和 52	6	広報車 1 台更新、1 台購入
	7	本部指揮車を配置
	9	定数条例改正により定数 268 人になる
昭和 53	4	本部組織改正、通信指令室を課に昇格し指令室を新設、査察広報課を指導課、予防課を保安課と改称し 4 課 1 室となる
		職員 6 人増、総員 254 人
	5	救助艇を臨港消防署に配置
	11	消防ポンプ自動車 1 台配置
昭和 54	4	多賀消防署大沼出張所を開庁、3 署 4 出張所となる
		大沼出張所開庁に伴い、日立市消防本部の組織を一部改正し、出張所を消防所に改称する
		職員 6 人増、総員 260 人
	11	多賀消防署に 24m 級梯子付消防自動車を配置

IV 付録

昭和 55	1	本部庁舎増築し、3階建となる
	4	職員4人増、総員264人
	5	日立市婦人防火クラブ発足
	8	消防署の機構改革を行い、日立消防署北部消防所を署に昇格、日立消防署西部機関員派出所を開庁、4署3所1派出所となる 多賀消防署大沼消防所に救急車を配置
昭和 56	4	職員4人増、総員268人
	7	北部消防署の指揮車を更新 広報車を日立消防署、臨港消防署に配置
	10	消防ポンプ自動車を多賀消防署に配置
	12	化学消防ポンプ自動車を日立消防署に配置
昭和 57	2	総務課に広報車を配置
	7	本部の機構改革を行い、教養課を新設、総務、警防、予防、消防、指令室の5課1室となる
	12	多賀、臨港、北部、各消防署に査察広報車を配置 日立、北部各消防署に消防ポンプ自動車を配置
昭和 58	1	日立消防署に救助工作車を配置 日本損害保険協会から救急車の寄贈を受け、日立消防署に配置
	3	本部庁舎の車庫増築
	7	本部の機構改革を行い、消防課を廃止4課1室となる 消防署の組織を一部改正し、消防所を出張所に改称する
昭和 59	12	(財)日本防火協会から防火広報車の寄贈を受け、予防課に配置
	3	常磐自動車道の開通に伴い、臨港消防署久慈出張所に救急車を配置
昭和 60	8	常磐自動車道トンネル用携帯無線機400MHz/W26台を購入、指令室、各署所に配置
	8	防火衣をアルミックス・Zに更新
昭和 61	3	臨港消防署の消防ポンプ自動車、救急車を更新
	7	本部の機構改革を行い、教養課を廃止、3課1室8係とする 4週6休の試行、週休16週20休を採用
	10	日立消防署西部機関員派出所に無線基地局を開局
	12	多賀消防署大沼出張所の救急車を更新
昭和 62	3	日立消防署の消防ポンプ自動車を更新
平成元	2	北部消防署の救急車を更新
	3	消防指令システム導入 多賀消防署大沼出張所の消防ポンプ自動車を更新
	8	土曜閉庁の実施
	11	多賀消防署の消防ポンプ自動車を更新
平成2	12	日立消防署加性出張所の消防ポンプ自動車を更新
平成3	2	臨港消防署の消防艇「ひたち」を更新
	10	日立消防寮を閉寮する
	12	多賀消防署の消防ポンプ自動車を更新
平成4	3	臨港消防署の化学消防ポンプ自動車を更新
	12	日立消防署の消防ポンプ自動車及び日立消防署西部機関員派出所の救急車を更新 多賀消防署の救急車を更新

IV 付録

平成 5	3	日立市防災協会から防火広報車の寄贈を受け、予防課に配置
	4	定数条例改正により定数 285 人となる
		職員 15 人増、総員 269 人
	10	救急救命士第 1 号誕生
11	本部庁舎増築	
平成 6	2	日立消防署の救急車を高規格救急自動車に更新
	3	日立消防署に 40m 級梯子付消防自動車 1 台購入
		北部消防署に消防ポンプ自動車を配置（増強）
	4	職員 10 人増、総員 278 人
週休 4 週 8 休を採用		
平成 7	1	臨港消防署久慈出張所、北部消防署の消防ポンプ自動車を更新
	2	多賀消防署の救急車を高規格救急自動車に更新
	4	北部消防署田沢出張所を開庁、4 署 4 出張所 1 派出所となる
		職員 8 人増、総員 286 人
	7	本部の査察車を更新
	10	緊急消防援助隊の救助部隊として登録
	11	臨港消防署の救助艇を更新
日立消防署訓練場を東滑川町に移転		
平成 8	3	日立消防署の屈折梯子付消防自動車を更新
	12	本部の広報車を更新
平成 9	2	臨港消防署の救急車を高規格救急自動車に更新
	3	日立消防署に救助工作車Ⅲ型を配置
	5	司令車を更新
	7	予防課の危険物広報車を更新
平成 10	3	多賀消防署の梯子付消防自動車（24m 級）を更新
		国際貢献としてミャンマーへはしご車、小型ポンプ付積載車を寄贈
	4	行財政改革を実施、総員 284 人
12	北部消防署の救急車を高規格救急自動車に更新	
平成 11	1	臨港消防署の消防ポンプ自動車を更新
	3	（財）日本消防協会から消防団本部車の寄贈を受け、警防課に配置
	4	行財政改革を実施、総員 283 人
	6	日立消防署の査察広報車を更新
		予防課の査察車を更新
	7	日立消防署の指揮車を更新
	9	日立消防署の消防ポンプ自動車を更新
	10	日立消防署の化学消防ポンプ自動車を更新
日立、多賀各消防署に情報収集二輪車を配置		
平成 12	4	本部の機構改革を行い、指令室を廃止、3 課 10 係とする
		行財政改革を実施、総員 280 人
	6	日立市消防本部発足 50 周年を迎える
	12	臨港消防署久慈出張所の救急車を高規格救急自動車に更新
多賀消防署大沼出張所の消防ポンプ自動車を更新		

平成 13	1	日立消防水難救助隊発足（隊員 13 人）
	3	消防指令システム更新
	4	総員 275 人
		予防課市民広報係を調査広報係に改称する
	6	本部会議室改装工事
		市とのイントラ接続となる（本部）
	9	パソコン 31 台を配置
	11	多賀消防署の消防ポンプ自動車を更新
臨港消防署の指揮車及び査察広報車を更新		
12	臨港消防署の資機材搬送車を更新	
平成 14	4	総員 278 人
	7	日立市防災協会から査察広報車の寄贈を受け、予防課に配置
	8	茨城県・日立市総合防災訓練実施（久慈川河口河川敷）
平成 15	3	日立消防署加性出張所の消防ポンプ自動車を更新
		多賀消防署大沼出張所の救急車を高規格救急自動車に更新
	4	総員 279 人
	9	日立駅前耐震性貯水槽設置（100 t）
11	西部機関員派出所の救急車を高規格救急自動車に更新	
平成 16	1	ワークステーションを活用したドクターカーとの連携実施
	2	日立消防署に情報収集二輪車（赤バイ）を 3 台配置
		日立消防署の消防ポンプ自動車（水槽付）を更新
	3	臨港消防署に水難救助車を配置
		国際貢献としてミャンマーへ消防ポンプ自動車（1989 年製）を寄贈
	4	総員 279 人
11	日立市と十王町との合併により、日立市消防団結団式が挙行される	
平成 16	11	日立市消防団に 7 個分団が加わり 27 分団、条例定数 451 人となる
	12	日立消防署の高規格救急自動車を更新
平成 17	3	日立消防署西部機関員派出所庁舎を移転（第 7 分団と合築）
		多賀消防署の消防ポンプ自動車を多機能型消防ポンプ車（水槽付）に更新
	4	総員 278 人
	10	北部消防署田沢出張所の救急車を高規格救急自動車に更新
11	日立市婦人防火クラブを日立市女性防火クラブに改称する	
平成 18	3	日立消防署の梯子付消防自動車をオーバーホール
	4	総員 277 人
	8	日立市消防拠点施設新設工事着工
平成 19	1	国際貢献としてタンザニアへ救急車（1995 年製）を寄贈
	4	総員 278 人
		日立市消防団十王支団を廃止し、日立市消防団に統一する
		隣接市消防職員相互実務派遣研修として、相互間各 1 人派遣及び受け入れる（高萩市・日立市事務組合消防本部、常陸太田市消防本部 期間：1 年間）
12	日立市消防拠点施設しゅん工	

IV 付録

平成 20	1	日立消防署加性出張所閉庁・日立市消防本部日立消防署新庁舎で業務開始
	2	日立市消防拠点施設開庁記念式典
		多賀消防署の高規格救急自動車を更新
	4	高萩市・日立市事務組合消防本部が解散し、十王消防署を日立市消防本部に編入する
		総員 297 人（定数 298 人）北部消防署十王出張所開所、4 署 4 出張所 1 派出所となる
		隣接市消防職員相互実務派遣研修として、相互間各 1 人派遣及び受け入れる（高萩市消防本部、常陸太田市消防本部 期間：1 年間）
	8	（財）日本宝くじ協会から消火・通報訓練指導車の寄贈を受け、予防課に配置
9	市民生活安全フェスティバルを日立市消防拠点施設及び防災広場にて開催する	
平成 21	2	携帯電話・IP 電話等からの 119 番緊急通報に係る位置情報システム運用開始
		旧日立消防署加性出張所庁舎の解体撤去
		（財）日本消防協会から防災活動車の寄贈を受け、総務課に配置
		臨港消防署の高規格救急自動車を更新
	3	日立市消防本部・消防署旧庁舎の解体撤去
		日立消防署の屈折梯子付消防自動車をオーバーホール
	4	総員 297 人
	7	第 24 回茨城県幼年少年婦人防火大会を日立シビックセンターにて開催する
10	多賀消防署の梯子付消防自動車をオーバーホール	
平成 22	3	日立市消防団第 22 分団詰所の移設建替
	4	総員 298 人
	5	北部消防署の高規格救急自動車を更新
	6	日立市消防本部発足 60 周年を迎える
平成 23	3	日立市消防団第 19 分団詰所新築建替
	4	総員 296 人
	5	東日本大震災により大破した救助艇を廃船
	8	臨港消防署久慈出張所の査察広報車を更新
	9	多賀消防署の指揮車を更新
	11	臨港消防署久慈出張所の高規格救急自動車を更新
平成 24	3	東日本大震災により被災した臨港消防署久慈出張所の望楼を撤去
		日立消防署の救助工作車Ⅲ型を更新
平成 24	4	総員 296 人
		高度救助隊発足（隊員 16 人）
		トヨタカローラ新茨城㈱から査察指導車の寄贈を受け、予防課に配置
	10	日立市防災協会設立 30 周年式典開催
	11	災害対応型自家給油取扱所運用開始
		茨城県・日立市総合防災訓練実施（日立港都市再開発用地敷外）
12	臨港消防署久慈出張所の消防ポンプ自動車を更新	
	北部消防署十王出張所の高規格救急自動車を更新	

平成 25	2	臨港消防署の消防艇「ひたち」を解役
	3	多賀消防署の一部解体、望楼を撤去
	4	総員 296 人
		消防指令システム更新 (消防救急無線をアナログ方式からデジタル方式に切替え)
		日立市防災協会から査察広報車の寄贈を受け、多賀消防署に配置
	6	臨港消防署の救助艇「日立」を更新
10	多賀消防署大沼出張所の高規格救急自動車を更新	
平成 26	3	日立消防署西部機関員派出所の高規格救急自動車を更新
	4	総員 296 人
		24 時間ドクターカー運用開始
		臨港消防署の化学消防ポンプ自動車を更新
	7	総務省消防庁無償使用津波・大規模風水害対策車運用開始
	10	日立消防署の梯子付消防自動車を更新
12	日立消防署の高規格救急自動車を更新	
平成 27	4	総員 293 人 国際貢献としてタイへ消防ポンプ自動車、小型ポンプ付積載車を寄贈
	9	国際貢献としてフィリピンへはしご車、化学車、救急車、消防ポンプ自動車を寄贈
平成 28	3	日立消防署田沢出張所の消防ポンプ自動車を更新
		日立市消防団第 3 分団詰所建替
	4	総員 292 人
		高萩市・北茨城市と連携・協働しラピッド方式ドクターカー運用開始
		女性消防団員の活動開始
	7	多賀消防署庁舎を移設建替
	8	日立市消防拠点施設の訓練場を拡張整備 (800 m ² →3,540 m ²)
	9	多賀消防署新庁舎開庁
12	日立消防署田沢出張所の高規格救急自動車を更新	
	多賀消防署の消防ポンプ自動車を更新	
平成 29	2	国際貢献としてパキスタンへ救急車を寄贈
	3	旧多賀消防署庁舎解体撤去
	4	総員 294 人
	5	国内貢献として岩手県陸前高田市へ小型ポンプ付積載車を寄贈
	6	国際貢献としてフィリピンへ消防ポンプ自動車を寄贈
	12	日立消防署の消防ポンプ自動車を更新
平成 30	3	指揮隊車を配置
	4	総員 293 人
	10	国際貢献としてパキスタンへ消防ポンプ自動車 3 台を寄贈
	12	多賀消防署の高規格救急自動車を更新
		多賀消防署大沼出張所の消防ポンプ自動車を更新
平成 31	3	臨港消防署の水難救助車を更新
	4	総員 293 人

IV 付録

令和元	9	臨港消防署の高規格救急自動車を更新
	10	Net119 緊急通報システム運用開始
	12	電話通訳センターを介した3者間同時通訳による119番多言語対応を開始
令和2	2	警防課の団本部車を更新
		北部消防署の指揮車を更新
	3	臨港消防署、臨港消防署久慈出張所、多賀消防署大沼出張所閉庁
		南部消防署しゅん工
	4	総員 290 人
		南部消防署新庁舎開庁
	6	ラピッド方式ドクターカー運営協議会に常陸太田市が加入
		日立市消防本部発足 70 周年を迎える
7	日立市消防団第 14 分団詰所を移設建替	
12	北部消防署の高規格救急自動車を更新	
令和3	3	予防課の危険物広報車を更新
		旧臨港消防署庁舎解体撤去
		南部消防署拡張用地整備工事完了
	4	総員 285 人
	10	市民から救急指導車の寄贈を受け警防課へ配置
	12	南部消防署の高規格救急自動車を更新
日立消防署の司令車を更新		
令和4	2	消防総務課の搬送車を更新
		日立市消防拠点施設の音響設備を更新
	4	総員 286 人
	10	北部消防署十王出張所の高規格救急自動車を更新
	11	日立市消防団第 12 分団詰所を移設建替
令和5	3	防災協会から防災号の寄贈を受け、予防課に配置
	4	総員 283 人
	8	市内コンビニエンスストアへAEDを設置（72店舗と協定締結）
	12	多賀消防署の高規格救急自動車を更新
令和6	2	旧多賀消防署大沼出張所を解体
		消防拠点施設外6署所に「Hitachi FREE Wi-Fi」を整備
	3	多賀消防署の多機能型消防ポンプ自動車（救助車）を更新
	4	総員 289 人
		定年引上げ制度開始
		119 番映像通報システム運用開始
消防指令システム更新		

IV 付録

2 日立市消防の一目統計

令和6年4月1日現在

	消防予算	署 所	職 員 数	団 員 数
消 防 機 構				
	41億5,319万4千円 (令和6年度当初予算)	本部 1 消防署 4 出張所 2 派出所 1	総員 289人 市民569人に 1人	総員 369人 市民445人に 1人




令和6年4月1日現在

	ポンプ車・救急車	特殊車両等	水 利
消 防 車 両 ・ 水 利			
	ポンプ車 8台 救急車 9台	はしご車 3台 化学車 2台 救助工作車 2台	津波風水害車 1台 水陸両用車 1台

令和5年

	火 災 件 数	救 急 件 数	救 助 件 数
火 災 ・ 救 急 ・ 救 助			
	44件(約8日に1件) [主な件数] 1 たばこ 7件 2 放火(疑い含む) 7件 3 電気関係 6件	10,772件(1日に約30件) [主な件数] 1 急病 7,679件 2 一般負傷 1,413件 3 交通事故 433件	132件(約3日に1件) [主な件数] 1 建築物等による事故 33件 2 交通事故 26件 3 火災 19件

令和5年

	査 察 対 象 物	立 入 検 査	防火対象物定期点検報告制度
予 防			
	査察対象事業所数 4,324件 危険物施設数 874件	査察対象物立入検査実施数 1,194件 危険物施設立入検査実施数 176件	定期点検報告該当対象物数 173件 特例認定対象物数 97件

日立市消防総合基本計画

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

発行 日立市

編集 日立市消防本部

茨城県日立市神峰町2丁目4番1号

TEL 0294-24-0119

発行月 令和7年2月

